

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : 株式会社パルックス (法人番号4370001003861)
業者の住所 : 宮城県仙台市若林区蒲町東16-3
- 2 指名停止措置期間 : 令和8年9月17日 から 令和8年12月16日 まで(3か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県
- 4 事 実 概 要 : 上記有資格業者は、北関東防衛局発注の「土浦(8)照明設備更新電気工事」及び「館山外(8)照明設備更新電気工事」において、低入札価格調査を行っていたところ、入札価格の積算に過失があったことを理由に辞退し、国の入札手続を遅延させた。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、信頼関係を著しく損なう行為であり、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄) 付表第2

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 付表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内